

Title	近世初期に於ける英葡通商関係とMethuen条約
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1925
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.19, No.10 (1925. 10) ,p.1405(25)- 1436(56)
JaLC DOI	10.14991/001.19251001-0025
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19251001-0025

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

らるべき貨幣は事實大英本國に集中して居つたのであるから、彼等殖民地の者は其の相互の取引上金銀の使用と云ふ事は全く知らない位であつたのである、ソコで彼等は別に交換の媒物として、殖民地政府が準備なしに發行したる紙幣を流通して、六片の小額紙幣もあり用を充たして居つたのである、即ち此の紙幣が金銀貨の代用を完全になして居つた譯である云々(一八二六年倫敦版四三九乃至四四一頁)と記して居るが、徳川時代に於ける各藩の状態は略この殖民地に類似したものであつたのであらう。

近世初期に於ける英葡通商關係と Methuen 條約

野村 兼 太郎

こゝに近世初期と稱するのは東印度航路の發見並びに新大陸の發見より北米合衆國の獨立、佛蘭西革命の勃興に至る約二世紀あまりに亘る期間を指すのである。この時期に於ける商業は最近世紀に於ける通商貿易の準備とも見るべく、又現代の經濟組織たる資本主義的生產組織の基本を作つたものであるとも云へる。それ等の點に就いてはすでに拙稿「近世初期に於ける商業の本質」(「社會科學」第一卷第四號)に於いて論じて置いたから、こゝでは省略する。

英蘭と葡萄牙兩國間の通商關係もその初期に於いては公然たる貿易船以外に海賊船の横行が少なくなかつた。この點はあらゆる國際間の貿易に共通の現象であつた。約十五世紀の終末から一五八〇年頃に至るまで兩國が貿易の目標と

したのはアフリカであつた。そこに多少兩國間に相敵視するところがあつた。然し未だその頃英蘭は東洋の富に對して執着してゐなかつたので、僅かに Henry 八世が印度遠征の利益に均霑せんと欲したぐらゐに止まつてゐた。殊に Philip の影響を最も甚だしく受けてゐた英女王 Mary は英商人が密かに沖合で土人を行なつてゐた貿易すらも嚴禁した。従つて Mary の死後 Elizabeth 女王が即位するに及んで一般にその禁令から解放されたやうに感じ、多くの海賊的貿易船が出没した。即ち Hawkins, Winters, Frobisher 等が盛んに Guinea 沿岸を掠奪して廻つたのである。

然し英蘭にとつても當時佛蘭西、西班牙と争つてゐる時であり、あまりに葡萄牙の感情を害することは得策ではなかつた。又單にかうした政治的利益からのみならず、經濟上の理由からも面白くなかつた。何故ならば兩國の貿易はこの時すでに相當の額に上つてゐたからである。當時の貿易には直接、間接の二種類あつた。間接貿易と云ふのは Antwerp を通じて行はれたのであつて、貿易の大部分を占めてゐた。即ち同市から葡萄牙に輸入される英蘭羊毛製品の額は二、〇五〇、〇

〇〇 Ducats であつたと云はれてゐる。他方直接貿易も相當重要なものであつた。葡萄牙本國からは香料、鹽果實、少量の酒^{ライ}が輸入され、Barbary から砂糖類を齎した。この貿易は本國とのよりも重要であつて後にも英國は容易に讓歩しなかつた。即ち一五七四年から七五年の間 Barbary から London への輸入額は二八、六三九磅であるに對し、葡本國からは一一、六二六磅に過ぎなかつた。これ等の輸入貿易に對し英蘭からは布類、殊に Sussex 及び Devon からの色付布及びその他小製品を輸出した。これ等の貿易に従事する商人は主として英人殊にロンドン人であつた。一五六九年に London, Bristol, Southampton だけでも約百二十名を算へたと云はれてゐる。これ等の英國商人はすでにこの頃から多少の特權を得てゐたやうである。これ等の特權に就いてはさらに後に述べる必要があると思ふ。

然し依然として兩國間の植民地に對する關係は圓滑を欠いてゐた。そこで一五七六年に一の條約の締結を見るに到つた。この條約は主として拿捕貨物に對する賠償に就いてであつた。同時に又葡萄牙は英蘭及び愛蘭と、英蘭は葡萄牙以外に Algarves, Madeira, Azores 等との貿易を認められた。然しこの條約は實際上十

分の効果を上げることが出来なかつたらしく。(A. B. Wallis Chapman, "The Commercial Relations of England and Portugal, 1487-1807." Royal Hist. Soc. Tran. Third Series, Vol. I.)

その後一五八〇年に西班牙王 Philip 二世に依つて葡萄牙が併合さるゝに及んで、國民としては別個のものであつたが、國家としては一六四一年再び獨立するに到る、約六十年の間史上からその姿を消してゐたのである。

以上述べた如く兩國の關係は未だ近世期の國際貿易の形態を完成してゐない。然るにこゝに注意すべき點は英蘭がすでにかゝる初期に於いてある種の特權を葡本國に於いて有してゐたことである。この小論文が主なる題目とする Methuen 條約を理解する上にこのことは少からざる影響があると思ふ。一六四〇年 Braganza 家を頭目とする革命が起り、次いで葡萄牙の獨立となつた後、英人が如何なる特權を有してゐたか。このことを論述するに先立つてそもく Methuen 條約とは如何なるものであるか。又 Adam Smith のこの條約に對する批評は如何なるものであるかに就いて簡単に論じて置きたいと思ふ。

二

英蘭が絶えず不満に感じてゐたのは佛蘭西から製造品が盛んに輸入されることであつた。殊に一六六七年以後 Colbert が佛蘭西の關稅改革を行ひ、英國産布類に對して殆ど禁止的稅率を課したので一層甚だしくこの不平を刺激した。當時の重なるロンドンの商人 Houlton, Papillon その他の人々に依つてこの關稅の結果英蘭はその佛蘭西貿易に於いて九六五、一二八磅一七志四片の損失を蒙つたと測定された。議會に於ける在野黨は熱心にこれが對抗策を講じたが、終に一六七八年佛蘭西貿易禁止案を通過するに到つた。James 二世が即位するに及んでこの争が更新され、禁止が解かれ代るに重稅を以つてした。然し一六八八年の革命に際し Whig 黨は佛蘭西貿易禁止の政策に復歸した。この禁止政策の下にあつても多くの密貿易が行はれてゐたにも拘らず、一般に英國内の織物工業の市場を維持するに成功したと思はれてゐた。前述の一六七八年の禁止令は英國商業史上に一時期を劃するものと云はれてゐる。革命以後植民地の一揆に至る間その植民政策は一に産業の促進を念として他を顧みなかつた。(W. Cunningham, The Growth of English Industry and Commerce, in modern Times, Part I, pp. 458-9)

かくの如き状態にあつて英蘭がその主要産物たる羊毛并に羊毛製品の輸出地を求むるに苦心した。而してその目的の下に當時の Lisbon 駐在の英國大使たる John Methuen が一七〇三年十二月二十七日に締結したのが有名なる Methuen 條約である。従つてこの條約を批判する上に於いて當時の英蘭が佛蘭西と殆ど貿易禁止の状態にあつたことを注意しなければならぬ。當時の佛蘭西にとつて貿易上有力なる取引先は一方西班牙であり、他方英蘭及び和蘭であつた。(E. Levasseur, Histoire du Commerce de la France, Première partie, p. 400) 換言すれば英蘭にとつてもその羊毛の主要なる需用地であつた。然るに假令密貿易があつたにしても、この方面の取引が殆ど禁止されたこと云ふことは確かに一大打撃であつたことを注意して置く必要がある。

然らば Methuen 條約とは如何なるものであつたか。Adam Smith がその著 "Wealth of Nations" に掲載してゐるところに從へば次ぎの如くである。(大意)

第一條

葡萄牙國王は今後永久に羊毛布并びに英國の羊毛製品を、未だ法律のこれを禁

止せざりし以前の如くに、葡萄牙に輸入することを許容する。

第二條

大英國女王は今後永久に葡萄牙産の酒を英國に輸入することを許容する。而して英佛兩王國が戦時にあると平時の状態にあるを問はず、又酒樽 (pipe)、大樽 (hoghead)、その他如何なる樽 (caskes) を以つて英國に輸入するものたるを論せず、これ等の酒に對しては佛蘭西酒の同分量に對する關稅の三分の一を輕減し、それ以上に關稅又はその他如何なる名稱を以つて、直接にも又は間接にも何ものをも要求しない。然し若し前述せるこの關稅の輕減が如何なる時又如何なる方法を以つても損せらるゝことがあつたなら、葡萄牙國王は再び羊毛布并びに英國産羊毛製品の輸入を禁ずるも正當である。

第三條

最も有力なる全權者は上記の主權者がこの條約を批准すべきことを約する。又二ヶ月以内に批准交換が行はれるであらう。

三

上述の如き條約に對し最も銳利なる非難の論鋒を向けたのは Smith である。然らば Smith は如何云ふ風にこれを論難したらうか。以下彼の説くところについてこれを見よう。

「ある國民が他のすべての國に對して禁じてゐるある貨物がある一つの外國から輸入を許すか、若しくはすべての他の國の貨物に課せられた關稅をある國の貨物に限つて除外するやうに條約で自ら拘束するならば、貿易がかく有利である國、少なくともその國の商人及び製造業者はその條約から必然的に非常な利益を得する筈である。これ等の商人及び製造業者は彼等にかく寛大であるその國に於いて一種の獨占を享受する。その國は彼等の商品のためには一層廣大な又一層利益ある市場となる。一層廣大なものとなる。何故ならば他の諸國民の商品は除外されてゐるか、あるひは重稅を課せられてゐるので、その大部分を奪ひ得るからである。一層利益あるものとなる。何故ならば恩惠を受けた國の商人は一種の獨占を享受してゐるので、屢々その商品をすべての他の國民との自由競争に任されたよりもよい値段で賣るが故である。」

然し乍らかくの如き條約は被恩惠國の商人及び製造業者には利益があるかも知れないが、恩惠を與へた國の者にとつては必然的に不利益である。獨占はかく彼等の利益に反して、ある外國民に與へられたのである。而して彼等はその入用なる外國品を他の國民との自由競争が認められた場合よりも高く屢々購求しなければならぬ。かくの如き國民が外國品を購ふのに要するその國の産物は従つて安く賣らなければならぬ。何故ならば二つの品物が互に交換されるに當つて、一方の物の低廉であるのは必然的結果であるからである。と云ふより寧ろ他方の物が高價であると云ふも同じである。従つてその國の年産額の交換價値はすべてかくの如き條約に依つて減せられる傾きがある。然し乍らこの減少は殆ど積極的損失として算へることが出来ない。唯他の方法に依つたならば作り得べかりし利益の減少としてのみである。その商品を他の場合よりも安く賣るけれども、恐らく生産費以下には賣らないだらうし、又保護金のある場合でも市場にその品物を齎らすに必要な資本、それと共に仕入に對する普通の利潤を得られないやうな價格では賣らないだらう。若しそんなことをしたならば貿易は永續

し得ない。従つて恩恵を與へた國でもなほ貿易に依つて利益を得る。唯自由競争の場合より少ないだけである。

「然るに以上とは全く違つた原則からかくの如き商業條約が利益ありと想像されてゐた。而してある商業國が屢々ある外國の一定の貨物に對しその利益に反してこの種の獨占を與へた。何故なら彼等相互の全體の貿易に於いて年々購買するよりもより多く賣却し、そしてその差額が金銀で年々返還されると豫期したからであつた。この原則に基いたものが一七〇三年に締結された Methuen 條約である……」(A. Smith, "Wealth of Nations," ed. by E. Cannan. Vol. II. pp. 46-7)

以上は Smith が所謂その自由貿易の理想からマアカンチリズムの觀念を排斥し、その具體的例證として Methuen 條約を擧げたのである。彼はさらについて條約自體に就いて彼の理想から鋭い批評を下してゐる。

「この條約に依つて葡萄牙の主權者は英蘭の羊毛品を禁止前と同じ立場で認容しなればならなくなつた。即ちその時以前に支拂つてゐた税額を引上げてはならない。然し他の國民例へば佛蘭西や和蘭の羊毛品よりもよい條件で認めなければならぬと云ふ義務はない。これに反して大英國の主權者は葡萄牙の酒を佛蘭西の酒が拂ふ税額の三分の二で認容しなければならず、その酒は葡萄牙酒の競争品たるべきものであつたらう。故にこの條約は明かに葡萄牙にとつて利益あり、大英國にとつては不利益なものである。」

「然るにこれが英蘭商業政策の傑作として讃へられてゐる。葡萄牙は年々 Brazil から貨幣若しくは板の形で澤山の金を、國內商業に使用される以上に受取つてゐる。この餘剰は死藏するには餘りに尊い。又國內には有利な市場を發見するこゝが出来ないから、禁止令のあるにも拘らず、外國に送られ、國內に一層有利な市場を有する貨物と交換される。その大部分は英國品の代償として、あるひは英蘭を通じてその代償を受取る歐洲諸國の品物の代償として、年々英蘭に來るのである。Baretii 氏は Lisbon の毎週郵船が英蘭に齎らす金は連週通算する (one week with another) 五萬磅以上であると云つてゐる。恐らくその額は誇張されてゐるだらう。それでは Brazil が提供し得ると想像される年額二百六十萬磅を越えてしまつたらう。」(Ibid. p. 48)

然し葡萄牙は金輸出を嚴禁し、妄りに許可なくしてこれを行ふ者は極刑にさへ處した。然し金塊は Smith も云ふ如く盛んに英國に輸入されたらしい。殊に西班牙繼承戦争の際建設された Falmouth 郵船で密輸入された。愛蘭の如きはその流通金貨が葡萄牙のものであつたさへ云はれてゐる。然し英人で死刑に處せられた者は全くない。唯二三の商館主が禁獄并びに財産沒收に會つてゐるが、その度毎に英國大使が免除を要求し、時に威嚇さへしてゐる。今兩國の貿易額を見ると一六九九年から一七〇二年に到る三年間の英蘭の葡萄牙に對する輸出平均は三十萬磅で輸入が二十萬磅、從つて差額十萬磅である。一七一五年には輸入が三分の一輸出が倍加してゐるから差額は三十萬磅以上に上り、さらに次第に輸出は増加し差額六十萬磅以上に及んでゐる。(Adam Anderson, An Historical and Chronological Deduction of the Origin of Commerce, Vol. IV. pp. 11. ff.) 一七四〇年から四五五年に至る平均輸入は四二八、五八七磅、輸出は一、一一五、一〇〇磅、差額約七十萬磅。一七五五年から六年に至る間は輸出一、三〇〇、六八一磅に對し、輸入僅かに二五六、六〇〇磅であつて、その差約百萬磅に達してゐる。(A. B. W. Chapman, op. cit.) 假りにこの差額と密輸入とを加算しても恐らく Smith の擧げた Baretti の計算額には達しないだらう。Carnan 教授の註に依れば Baretti の原著は Smith の示したところと多少違ふことである。即ち「三萬磅から五萬又は六萬磅にさへ屢々上つた」。又「one week with another」ではなく「almost every week」とあるることである。それにしても誇張されてゐるを見做し得るだらう。さらに Smith は論じて曰く。

「わが商人は數年前に葡王から尊重されてゐた。彼等に與へられた特權は條約に依つたものでなく、恐らく懇願で葡王の自由な恩恵に依つて與へられたものであり、又それに對して多くの大なる恩恵、即ち保護と防禦とを大英國王から與へられたが、何れも破棄もされず撤回もされなかつた。故に葡萄牙貿易の發展に關係せる人々は通常想像してゐたよりも利益少なきものとして見做しがちであつた。彼等は敢て云ふ。この毎年の金輸入の大部分、殆ど全部は大英國のためにではなくして、他の歐洲諸國民のためにであつた。年々大英國に輸入さるゝ葡萄牙の果實及び酒類は殆どそこに輸出される英國商品の價値を償ふに足るからである。」

(Smith, op. cit. Vol. II, p. 49)

さらに Smith は云ふ。然し假りに金が輸入されることを見て、それが金でない他の商品と交換される貿易と比較して果してそれだけの利益があるだらうか。結局王國に残る金貨は極めて小部分に過ぎなくして、金の大部分は再び外國に流出されて他の商品と交換されなければなるまい。何を苦しんで葡萄牙から金を買ふ必要があらう。その上金は必ずしも葡萄牙からのみ得られるのではない。若し葡萄牙から金が來なくなれば他の國から來るだらう。

「吾人が注意しなければならぬことは一つの國から多く金を輸入すればするだけ、他のすべての國からは必然的にそれだけ少く輸入しなければならぬ。金の需用は、すべての他の商品と同様にすべての國に於いて一定量に制限されてゐる。若しこの量の十分の九が一國から輸入されるなら、すべての他の國から輸入すべき分量は十分一より残つてゐない。ある特定の國々から年々輸入される金の量が貨幣や板として必要なる分量以上に上れば上つただけ、其他の國々に必然的に輸出されなければならない。而して近世政策の最も無意義なる目的、買

易平衡がある特種の國々に對して我々に有利であればある程、それだけ其他の諸國民に對しは必然的に我々に不利となつて現れなければならない」(Smith, *ibid.* Vol. II, p. 50)

従つて英蘭が葡萄牙との貿易を失ふとも利益とこそなれ不利益とはならない。却つて佛蘭西、西班牙を失ふことは大なる損失であらう。要するに Methuen 條約に依つて齎らされたる結果は、

「……消費者は彼等自身の氣候風土では産出し得ない品物を隣國から購入することを高い關稅のために阻止され、止むを得ず遠國から、その品質は隣國のものより悪いと知り乍ら購求せざるを得ない」。(Ibid. p. 159)

英蘭にとつて何等得るところなき有害無益なる條約であると云ふことになる。然し果して Smith の云ふが如くであるか如何か。英蘭の條約締結當時の状態はすでに略述した。然らば葡萄牙の状態は如何であつたらうか。その状態を明瞭ならしむることに依つて、始めてこの條約に對する Smith の批評を正當に解釋することが出来るだらう。

四

葡萄牙が英蘭と密接な關係を結んだのは一六六一年 Charles 二世が Braganza 家の Catharine と結婚してからであるが、すでに所謂西班牙から獨立するに際しても英蘭の援助を受けること頗る大であつた。然し Adam Smith の所謂葡王の自由意思に依る恩恵が英國商人に與へられたのはかなり古い頃からであつた。すでに述べたやうにすでに十五世紀には特權を獲得してゐたやうである。而して漸次にこれを確實にし且つ擴張して行つた。單に葡萄牙人のみならず西班牙等の反對があつたにも拘らず、英國商人の葡萄牙に於ける地位は次第に特別なものとなつた。それ等の特權のうち重なるものは武器携帯の權利、馬を所有し得る權利種々なる税金、義務及び役務の免除等であるが、就中最も重要な特權は英國人が彼等自身の裁判官 (Conservador) を任命し得ることであつた。最初の中は貿易上の事故にのみ限つたのであつたが、後には刑法上の現行犯だけを除いて、他はすべてこれを取扱ひ、その逮捕狀を得て始めて叛人を捕へ得ると云ふやうにさへなつた。是等の特權は自然英人をして葡萄牙中に孤立せしめ、互ひに集團を作るやうにした。

殊に一五七七年西班牙葡萄牙の貿易に従事してゐた英國商人がその貿易を完全に支配せんとして絶對權力を有する團體を作つたことは確かに一般葡萄牙人に反感を持たせたに相違ない。

さらにこの團體——通常西班牙會社 (The Spanish Company) として知られてゐる——が Lisbon に駐在する領事を任命するに至つて一層英國商人の權利を擴大した。勿論會社が領事を任命したのはかなり後であつたらしい。一五八四年の領事 John Taylor は會社の任命に依るものであるか如何か疑はしい。一五八九年には英國商人の排斥あり、加ふるに英西戰爭中のことゝて一時會社は瓦解した。その後一五九〇年から一六〇〇年の間は英蘭西部地方の商人と葡萄牙人との間に密貿易が盛んに行はれたと云ふ記事が Domestic State Papers の中に見えてゐる。一六〇四年に會社が復活して、翌々一六〇六年には半島貿易をすべての英國臣民に許可すると云ふ法令を獲得したのであつた。この頃任命された領事 Hugh Lee は明かに會社の權限に基いたものである。然しその法律上の身分が確保されたのは一六一一年領事任命權の保障を得た後であつた。その後この葡萄牙に領事を置くこ

とが一の習慣となつたのである。

然し領事設定には多くの反對があつた。地方都市の頑強なる反對の外に、仲介者なくして直接葡萄牙と取引を行ひ得る者、特に織物商、砂糖商、酒商、煙草商等は、れぞれの慣習があつて領事の媒介を必要としなかつた。然し他方葡萄牙との取引に全く無經驗な者にとつて領事は必要であつた。(A. B. W. Chapman, op. cit.)

葡萄牙が西班牙から獨立するに當つていろいろの點で英蘭の援助を蒙つた。従つて獨立後もこれ等の特權が維持されたとは云ふまでもない。一六四二年の條約の際には英國の有する特權が一度問題となつた。然し領事權は認められるし、英蘭新教徒も認容された。一六四五年「*John*」四世に依つて多くの特權は確認され、一六四七年にはこれ等を犯す者は嚴罰に處すべき旨をさへ宣告された。Smithの所謂恩惠は英國國民にとつて甚だ寛大であつた。然るにさらにこゝに葡萄牙の屈從を早めた一事件が惹起し、その結果一六五四年の劃時的條約となつたのである。而して Methuen 條約を理解するには先づこの一六五四年の條約を知つて置く必要がある。依つて以下その概略を述べよう。

五

當時 Oliver Cromwell 共和政體の執政となり、王黨の勢力の驅逐に努めてゐた。ところが英國の貿易は王黨の Prince Rupert 艦隊の海賊的行爲のために甚だ阻害されてゐた。Rupert は一方は Kinsale に根據を置き愛蘭の王黨を援助し、他方 Lisbon をも海軍の根據地たらしめんとした。英共和政府は葡王 John 四世に Prince Rupert の放逐を要求し、次いで Blake を送り、一時 Lisbon には兩派の艦隊が相對峙してゐた。Lisbon の商人達はその害の及ばんことを恐れ、十三名連署して John 四世に兩艦隊を解散せしめんことを請願した。然し共和政府に反感を有してゐた葡萄牙はこれと相戦ふの止むなきに到つた。その結果終に一六五四年の條約となつたのである。

この條約に依つて英蘭は葡萄牙を殆ど壓迫してしまつたと云つてもよい。殊に通商貿易上に多大の利益を獲得した。單に Brazil その他の植民地貿易に止まらず、葡萄牙本國に對しても極めて有利に解決した。(Anderson, op. cit. Vol. II. p. 428) 以下こゝに必要と思はれる重要な點を列記しよう。

先づ最初に葡萄牙本國に於いて如何なる特權を獲得したか云ふに、從來英商人の得てゐた特權をこの條約に依つて權利として主張し得るやうになつた。即ち英國政府に依る領事の任命、Conservador の設置、その他前に述べたすべてを確實にした。その外英國政府の認めざる限り英國臣民を逮捕し得ざること、又葡萄牙國王并びに Lisbon の政廳に對する直接の租税以外はすべて免税たること、信教の自由并びに船中及び室内にては祭祀の自由等が保障された。又直接貿易に關する事項の内でも最も重要な點は葡萄牙の關税に關するものであつた。英國商人は單に通常關税、即ち一六五三年三月十日に決定せられたものだけを支拂ふに止まつた。唯この際常に商品の評價が問題となつたので、領事はさらに協定を結んだ。即ち貨物の評價が問題となつた際には英國領事と葡萄牙稅關吏とに依つて選ばれた仲裁官に依つて決定さるべく、その決定は葡萄牙在住の二人の英國商人の同意がなければ變更されてはならず、又その稅額も二十三パーセント以上上つてはならないと規定された。勿論かくの如き規定が許容されるやうになつたことは葡萄牙に於ける英人の實際の勢力が頗る大であつたからであらう。如何

に英國の勢力が大であつたかは、この條約で定められた、1654年四世が戰時中禁獄した英國商館員に關する損害賠償額を見ても解る。當時の事情から推測して賠償額はかなり輕減されなければならなかつた筈であるにも拘らず Lisbon 在住の者に對して一萬磅、Oporto 在住の者に對して一萬二千五百磅、その他合計十四萬磅に及んでゐる。

當時の葡萄牙植民地中最も重要な Brazil に對して英國は如何なる要求をなしたか。若し英國商船が葡萄牙船と共に航行したならば、彼等の貨物に就いて普通稅以上を支拂ふ必要なく、又英國商人は酒類、魚類、油類及び Brazil 産材木を除いて他はすべて自由に直接 Brazil と交易することを得た。是等の例外品は當時新に設立されたブラジル會社の獨占に屬してゐたのである。然し會社が葡萄牙船だけでは不十分であつた場合には必ず英國船を雇用すると云ふ條件が付いてゐた。

この條約はさらに一六六〇年の結婚協定に依つて一層英國のために有利にされた。殊に植民地方面に於いて英國の利權はさらに一層擴大された。即ち Bombay

と Tangier とは英國政府に讓與され、Brazil に於いても英人四家族が各都市に移民することを許可された。(Chapman, op. cit.)

以上述べたやうにこの一六五四年の條約は葡萄牙にとつて全く得るところなく、如何に事情止むを得ざりしにもせよ、葡萄牙人の快しとせざりしは無理のないことであつた。かくの如き條約に對して一種の代償とも見るべきものが Methuen 條約であつたらう。なほ Methuen 條約を結ぶに至るまでの兩國の貿易狀態、並びに葡萄牙人の排英運動に就いてその概略を述べよう。

六

英蘭から葡萄牙に輸出されるもの、中、羊毛製品と食料品とがその二大綱目であつた。羊毛製品は大部分西班牙會社の手を通じて行はれてゐたが、食料品は主として穀物と魚類とであるが、大部英蘭西部海岸の港に往んでゐた小貿易者の手に依つて行はれた。従つて多くの商船が無秩序にやつて來て勝手な商品と交換して歸るので、一五八〇年に會社は鹽、金、銀塊あるひはオランダと交換するやうに規定してゐる。而してその後一八〇〇年頃に至るまで英蘭の輸出品には著し

い變化はなく、依然として織物、食料品であつて、唯鐵器類がこれに加つたぐらゐのものであつた。而してすでに前述したやうに、その輸出額は年々増加したのであつた。

之に反して葡萄牙から英蘭への輸出品には著しい變遷があつた。油類、果實、少量の酒は常にその一部を形成してゐたが、初期の重要輸出品であつた鹽は、英國の製鹽業の發達と共に著しく減少した。又葡萄牙が東印度に於いて獨占的全盛を極めてゐた時代には香料がその重要な部分を占めてゐて、一五八四年には香料の英蘭に對する輸出額は丁度英蘭からの織物の輸入額に等しかつた。然し西葡合併時代に印度に於ける葡萄牙の勢力は著しく失墜し、従つて香料貿易も英蘭、和蘭の兩國これに代り葡萄牙の輸出品目から除かれるに至つた。そこでこれに代るものとして新大陸の生産品、即ち煙草と砂糖とが葡萄牙の輸出品となつた。その中煙草は英蘭が Virginia に於いて煙草を栽培すること共にその地位を失ひ、砂糖のみが残存した。この砂糖貿易の利益を維持しやうと苦心し、又これから収益を擧げんと努力し、葡萄牙の獨占にしてしまつた。その結果英蘭に輸入される砂糖には

殆ど六十二パーセントの關稅が掛けられてゐた。(Chapman, op. cit.)

以上が大體一六五四年の條約以前の狀態であつたが、それを見ても英蘭の輸出するところは日常必需品であり、葡萄牙の輸出するところは寧ろ贅澤品に屬すべきものであつた。従つてこの點から見れば Smith も云ふ如く英蘭がこの貿易を失ふも苦痛でなく、却つて葡萄牙にとつて打撃であるが如く考へられる。然し生産者側から云へば、その關係はさう單純ではなく、販路の喪失は英蘭にとつて甚だしい打撃であつたらしい。例へば一六九七年 Lisbon に於ける英國商人は英國羊毛織物貿易の復活に努力してゐるのを見てもその一般を推察することが出來やう。

一六五四年の條約以後葡萄牙人の英國に對する反感が著しく増大したことは論ずるまでもない。即ち宗教的方面に於いても政治的方面に於いても排英的傾向が甚だしかつたが、こゝには暫く商業的方面にのみ局限して他はこれを省略しやう。貿易方面に於いては前述せる如く當時の經濟學說即ちマアカンチリズム的思想に従へば葡萄牙は甚だしく悪い状態にあつたと云へる。酒貿易も到底佛

蘭西の敵でなく、僅かに Brazil 産の砂糖だけであつた。一六六二——三年の英蘭に對する輸出額を見るに八六、六九一磅で、輸入額は一四五、〇六一磅であつた。唯一の重要輸出品たる砂糖も英蘭が Barbados に砂糖栽培を試み、品質は劣等であるが兎に角その有用となるので、一六六九年には白砂糖七〇五噸(價格三九、四八〇磅)を輸入するに止まり、それ以前の約十分の一であると云はれてゐる。一六九〇年頃まで最上の Brazil 砂糖(百十二封度)に就いて三磅十志が年々約二千箱英蘭に輸出されてゐるが殆ど論ずるに足りない。かくの如き貿易状態が當時の葡萄牙當局並びに民間有志者を焦慮せしめたことは極めて明かである。而して採用せる手段は何處でも何時でも同じやうに、外國品排斥、國產獎勵であつた。即ち羊毛品製造業の設立と保護、外國品使用禁止であつた。一六七七年條令を發して外國産の布、ベルト、帽子等の着用並びに輸入禁止を命じた。英國貿易は勿論多少の打撃を受けたが、この條令に含まれてゐない bays (佛蘭西、和蘭の逃亡者に依つて十六世紀以降英蘭に傳へられた輕羊毛織物) perpertanos (同じく十六世紀以降英蘭に製造される永續性を有する織物、Perpet はその略稱である。)及びその他の輕羊毛布

が多く輸入されたから餘程その打撃を少なくした。これ等の品物の貿易額は一六六八年と一六九七年との間は約半ば程増加したと云はれてゐる。然しそれさへも禁止される恐れがあり、且つ國産を奨励し始めた。英國領事 Maynard の報告の中にも英國の職工が Colchester Bays やその他の輕毛布製造のために指導者として雇用される旨を記載してゐる。

然るにこゝにさらに葡萄牙にとつて有利な事件が突發した。それは英佛間の争闘である。西班牙王位繼承問題に關し一七〇〇年以降歐洲は戰亂の巷となり、葡萄牙は幸ひにもその渦中に投せず、Lisbon は一時世界の商港として昔の地位を復活し得たのであつた。従つて葡萄牙酒も佛蘭西酒の輸入が、前述せる英國の佛蘭西貿易禁止令と相俟つて事實上不可能となつたので、著しくその輸入額を増加し、對英貿易自體も餘程平衡に近くなつてゐた。一六九〇年から一七〇〇年に至る葡萄牙酒の消費料は六千噸となり、一七〇〇年度の英蘭の輸入二七九、一五六磅輸出は三三六、五九八磅であつた。これを三十年前の一に對する三の割合であつたのに比較すれば三に對する四となり相應の進歩であつたと云へよう。(Chapman, ibid.) かくの如き状態にある時、Methuen 條約は締結されたのである。

七

以上の論述に依つて如何なる状態の下にこの Methuen 條約が結ばれたか理解し得ると思ふ。表面上確かに Leon Levi の云ふ如く英國の讓歩である。(Levi, History of British Commerce, Second Edition, p. 29) 然し果して事實上さうであらうか。英國が羊毛製品の市場を欲してゐたこと。佛蘭西酒に代るべき酒の供給地を求めてゐたこと等が事實とすれば、この條約は文句の上に現れてゐる程に讓歩したものと考へられない。現に一六九六年から一七一二年までの貿易額を比較すると一方葡萄牙酒が佛蘭西酒の約四倍以上輸入されたと共に、他方英蘭羊毛は約四倍に増加した。然も從來除外されてゐた色附布類、敷物、粗毛氈帽子等が盛んに輸出された。従つて商業的には英國は利益を得たこと葡萄牙と同様であつたと云ふも過言ではあるまい。勿論 Smith の理論的立場に立つてこれを見れば、彼の批難は極めて當然である。然し乍ら未だ國際的分業に基く世界經濟の設立せられざる間は、眞の自由貿易の利益が完全に行はれやうとは考へられない。況んや漸く國

家意識の發達し始めたる十六七世紀に於いて純粹理論の實施の困難なることは敢て論ずるまでもない。今日なほ Methuen 條約に類似の條約を締結する政治家があるとするならば、同じく時人の賞讃を博することであらう。「保護貿易的感情の發達は各國民の利益がすべての他の國民のそれと相反すると云ふ感情と關聯してゐた。各國に於ける保護貿易論者の著作は多くの害惡の原因たりし國際的惡感情を刺激するのを目的としてゐる。産業狀態が如何變化したところで同じ特徴は明瞭である。」(C. F. Bastable, Theory of International Trade, 1903. p. 155.) 恐らく人類間に於ける國家意識、あるひは多少違つた形式であるが國民的若しくは民族的差別の觀念がある限り、ある場合にはマアカンチリズム的思想から、ある場合には國家獨立若しくは民族自立と云ふやうな經濟的觀念から保護貿易を賞讃し、それに依つてさらに國際間の惡感情を誘發するを免れないだらう。Smith等の自由貿易論は寧ろその時代の一般的解放運動を背景とする一時的現象と見ることが出来る。新しい社會組織が形成され眞の世界經濟が樹立せられるやうな時代が出現するに至れば、あらゆる國家中心の今日の商業條約は恐らく時人の一顧する

價值だにないものとなるだらう。

然らば Methuen 條約はその後の葡萄牙に對して如何なる影響を與へたか。又英葡兩國間の國際的感情は如何なつたか。次にこれ等の題目を明かにしよう。

八

Methuen 條約の締結にも拘らず、葡萄牙の不平不満は決して解決されなかつた。殊に英國の領事裁判權に對し甚だしい反感を有してゐたことは極めて當然であらう。他方英國側に於いても種々なる苦情があつた。例へば Oporto の英國酒商人が同製造地方の住民に依つて妨害されたこと、又 Lisbon や Oporto で課せられる特別輸入税に對する英國商人の不平等、兩者間の反目は決してこの條約に依つて緩和されなかつたやうである。

かくて葡萄牙に起つた運動は英蘭より自由にならんとする運動であつた。それは單に示威運動の如きものに止まらず、實質的に工場の設立、國內産業の保護となつて現れて來た。例へば一七三四年の製革品工場の設立の如きはその一つである。一七四九年の國內工業保護、外國製品並びに贅澤品使用阻止の詔勅や法令

はその他の一つの例である。然し前述の如く英蘭よりの輸入は増加し、輸出は之に反して次第に減少してゐる。

かくの如き國情に慨して葡萄牙の經濟的獨立を計らんとした者は Sebastian Joseph de Carvalho e Mello, Marquis de Pombal であつた。Pombal に對する後世の毀譽は多くの偉大なる政治家に對すると同様まちまちであつた。「葡萄牙はかつて隆盛なりし日を思慕して、有能なれども惜しくも誤てる大臣 Marquis de Pombal の支配の下に、單純なる方法で逆行せる運命を取戻さんと試みた」。(Leone Levi, op. cit. p. 29.) 云はれ、葡萄牙が嘗つて有せる偉大なる大臣がこの機會に際し貧窮を救濟し、困難を輕減せんことを驚くべき實力と勢力を示した」。(Adolf Beer, Allgemeine Geschichte des Welthandels, Zweite Abteilung, S. 121.) 評されてゐる。Pombal が如何なる政策を採つたか又それが如何なる結果を生じたか、その詳細に就いては何れ稿を改めて評論したいと思ふ。唯彼が一七五四年に於ける葡萄牙はその維持に必要なものをも産出し得なかつた。その物質的必需品の三分の二は英國から供給されてゐた。…これ等外國人は莫大な財を獲得し、我國の富を運び去つてしまうことに憤

慨し、外國人はその居住地の民法に服従せざるべからずと云ふを政策の中心觀念として、その最善の努力を盡した。而して彼のなしたる實際的施設はその内地の政策として商務省 (Junta do Commercio) 並びに酒製造會社 (Companhia geral da Agricultura das vinhas do Alto Douro) の設立、植民地に就しては Brazil 會社の發展であつた。(John Smith, Memoirs of the Marquis of Pombal. Vol. I. pp. 114-116, 123.)

その Methuen 條約に與へた結果に就いてこゝには簡單に述べて置くに止める。Methuen 條約に對して Pombal の政策は葡萄牙が何等の拘束を表面上受けてゐないのであるから、直接これに觸れるところはないわけである。然し間接には英國の感情を害し、終に Pitt が一七八六年英佛間に協定を締結するやうになり、實質的打撃を Methuen 條約に與へたのである。Pombal の採つた上記の諸政策が直接英國貿易に如何なる打撃を與へたかはあまり明瞭ではない。唯英國の葡萄牙に對する輸出貿易の減少したことは事實である。即ち一七六七年には七三五、〇〇〇磅に減少してゐる。然しこの減少も一概に Pombal の政策にのみ歸することは不穩當であると思ふ。一七六三年に於ける歐洲平和回復後、英國品の市場が擴大したこ

とも勘定に入れなければならぬと思ふ。因みに Methuen 條約は一八三六年葡萄牙がこれを破棄するまで繼續したのである。

以上の論述に依つて大體 Methuen 條約が近世初期に於ける英蘭葡萄牙兩國の貿易史上に於いて如何なる役目を演じたかを明かにし得たと思ふ。商業史上に於ける自由主義は少なくとも資本主義的生産制度を維持し國家對立の政治組織の繼續する限りに於いて從來の束縛羈絆に對する反動に過ぎないものである。この制度に下に於ける政治上經濟上の諸運動の大部分が名を「自由」に借りてはゐるが、事實は争鬭の旗じるしに過ぎずと云ふも過言ではあるまい。Methuen 條約も見方に依つては自由に進む一步だと言ふ強辯出來ないことはない。何故なら兎に角羊毛に對する禁止を解いてゐるからである。要するにあらゆる當時の事實は近世初期に於ける商業の特徴たる本國中心主義を離れず、明かに國家對立の觀念が發達し來たれる初期を示すものであると云ふことが出來やう。他日詳論せんことを欲する Pombal の政策も又この除外例たり得ないのである。唯 Pitt に到ると吾人は彼の政策が近世後期の商業状態に入りしことを覗ふことが出來るのである。

(一九二五年九月六日稿)

羅馬共和政治の滅亡

(古羅馬に於ける社會鬭争續論)

高橋 誠 一 郎

民主黨は紀元前六十三年に於ける Catina 黨謀叛の鎮壓と共に暫く其の運命の逆轉を味はなければならなかつた。權力争奪戦上に於ける此の一时的勝利に心驕れる元老院黨は、其の翌六十二年 Pompeius が Mithridates 討伐の遠征を終へて歸還し、彼れが亞細亞に於ける全行動の追認と其の兵士に對する土地の讓與とを求めたる時、彼れ等にとつて畏怖と憎惡の標的であつた此の人物に對して侮辱を加ふるの機會を得たることを喜んだ。Lucullus は元老院が彼れの亞細亞に於ける行動を一括して批准す可きに非ずして、別個に之れを考察し、正當と看做されたるものとみを追認す可き旨を宣言した。(Dio, I. 37, 52)。斯くの如きは明かに元老院の